

代表者聴取の取組の実情

法務省

1. 検察における代表者聴取の取組の概要

代表者聴取の取組の概要

代表者聴取とは

警察及び児童相談所の担当者と検察官とが児童の聴取方法などについて協議を行った上で、その代表者が聴取をする取組

検察における取組

…児童が被害者又は参考人である事件

H27.10.28

最高検刑事部長通知

「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」

- 相談窓口の設置
- 早期の情報共有及びこれを踏まえた代表者聴取の実施の検討

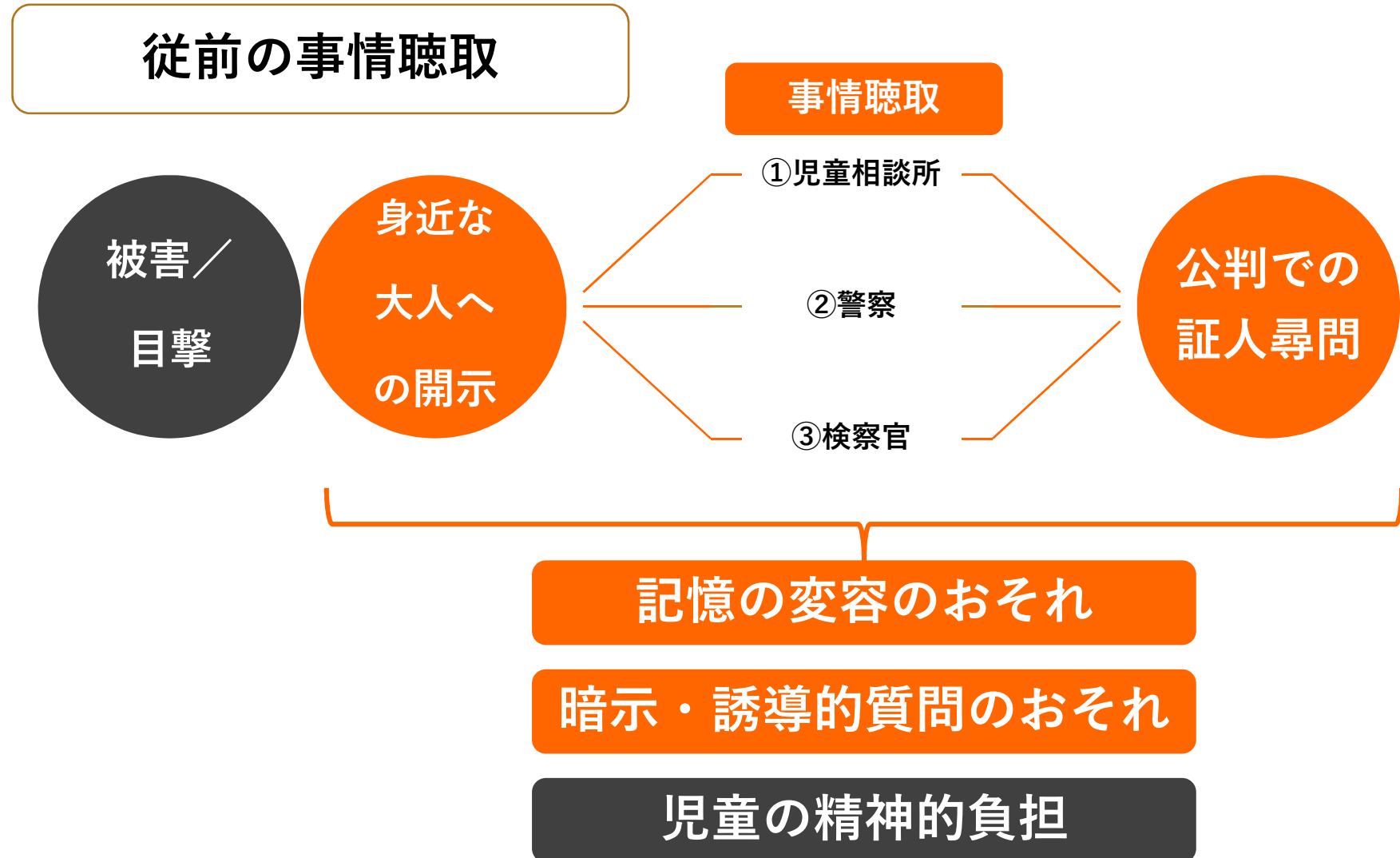
H30.7.24

最高検刑事部長・公判部長通知

「警察及び児童相談所との情報共有の強化について」

- 代表者聴取後の情報共有（再被害防止の観点）

従前の児童からの事情聴取の懸念点



児童の供述特性を踏まえた聴取の必要性

暗示・誘導を排除した 聴取技法の必要性	■ 認知、記憶、表現の能力が未発達で暗示・誘導の影響を受けやすい児童の供述特性 ➡ このような児童の供述特性を理解し、適切な質問をすれば、児童は、自分の知っていることを正しく話すことができる
初期供述の重要性	■ 時間の経過による記憶の減退や、事後情報による記憶の汚染を受けやすい児童の供述特性 ➡ できる限り早期の供述を得ることが重要
聴取の繰り返しを 避ける必要性	■ 被害を受けたことや犯罪を目撃したことを思い出すこと自体が精神的負担。聴取が繰り返されると被害を繰り返し再体験し負担増大 ■ 同じことを繰り返し聞かれることが暗示となる ➡ 児童の精神的負担や供述特性から、聴取の繰り返しを避ける必要性
録音録画による 記録の必要性	■ 従前、供述調書による記録方法においても、問答形式により、質問と答えをできる限りそのまま記録する工夫 ➡ 暗示・誘導を排除した方法で聴取したこと及び非言語的表現や児童が用いた生の言葉をより正確かつ客観的に記録する必要性

代表者聴取の意義・目的

証拠価値の高い正確な供述を得る必要あり

- 児童虐待・性犯罪は密行性の高い犯罪
- 合理的な疑いを容れない程度の立証要

児童の
負担軽減



真実解明

児童の負担・被暗示性・被誘導性への配慮

- 暗示・誘導を排除した聴取方法
- 被害から近い時期
- 多機関連携による、できる限り少ない聴取回数
- 供述を録音録画

児童の供述特性を踏まえながら、
児童の負担が少なく正確な供述を証拠化

代表者聴取の手段としての 司法面接的手法の活用

日本で普及している司法面接的手法のプロトコル

- NICHDプロトコル
- ChildFirstプロトコル

共通点

- 誘導質問原則禁止
⇒何が誘導的かという心理学的理論面・構造の基本は共通
- 多機関連携，録音録画，早期・短時間の面接（年齢×約5分）
- ラポールの重要性，児童に合わせること
- ピア・レビュー（相互評価）と継続訓練の重要性

相違点

- グラウンドルールの説明時期（一括説明か流れの中で個別に説明するか）
- 補助物の使用の可否
など

検察における聴取技術の習得に向けた取組

研修による技術の習得

- 民間団体による研修（NICHHD, ChildFirst）受講
- 検事一般研修 ■ 専門性向上研修
- 各庁における勉強会の開催 など

検察官の経験年数等に応じた各種研修の一環として、児童から適切に事情を聴取するのに必要な知識・能力の向上を図ることが目的

研修への参加状況

- 大学教授による児童の事情聴取方法に関する講義・演習
H30年度 …73名
H31・R1年度 …71名 の検察官が受講
- 多機関連携による司法面接の手法を含めた民間団体主催の研修
H30年度 …29名 の検察官が参加

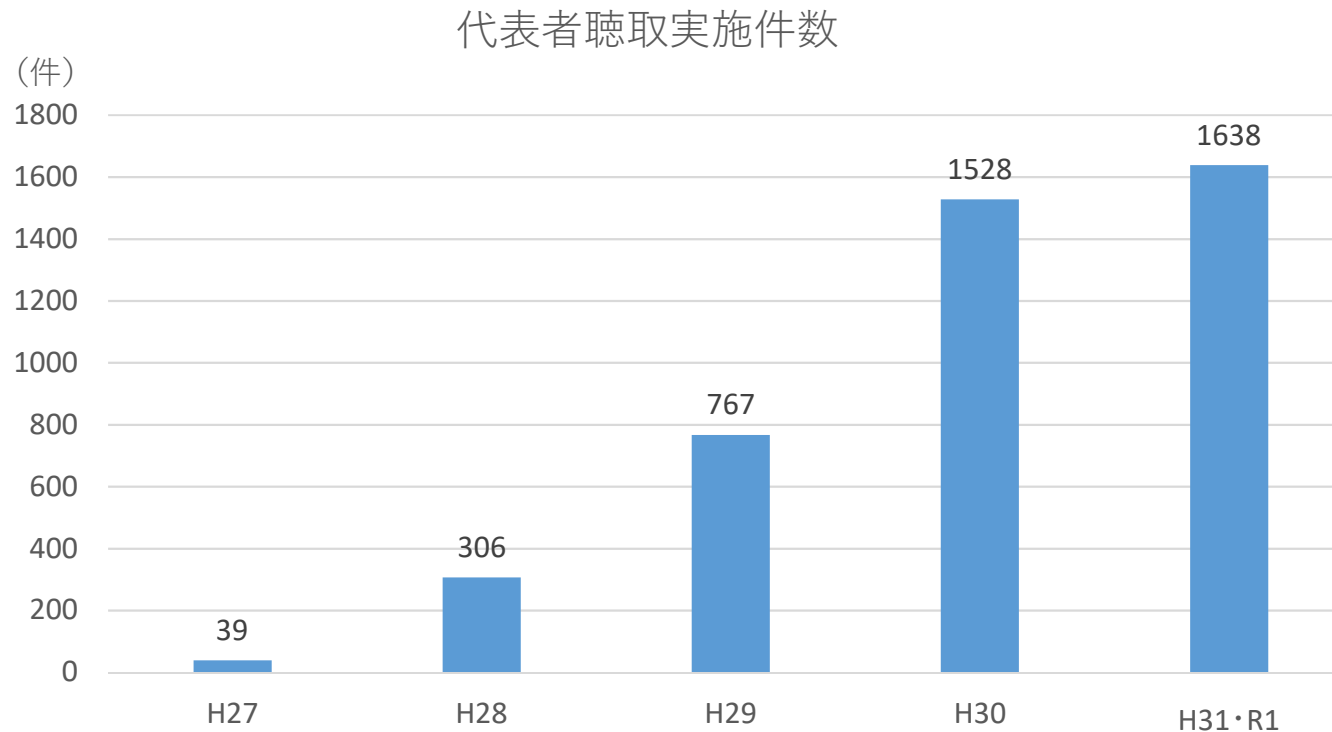
事情聴取への活用状況

- 各プロトコルの考え方を理解した上で、事案や児童の特性に応じて検察官の聴取技術の一つとして活用
- 各地検においては、前記のような研修を受講するなどして、司法面接的手法に基づく聴取技術を習得した者を中心に事件を配点

2. 検察における代表者聴取の実施状況

代表者聴取の実施件数①（総数）

表 1



(注1) 「H27」年度：H27. 10. 28～H28. 3. 31／「H28」年度：H28. 4. 1～H29. 3. 31
「H29」年度：H29. 4. 1～H30. 3. 31　／「H30」年度：H30. 4. 1～H31. 3. 31
「H31・R1」年度：H31. 4. 1～R1. 12. 31

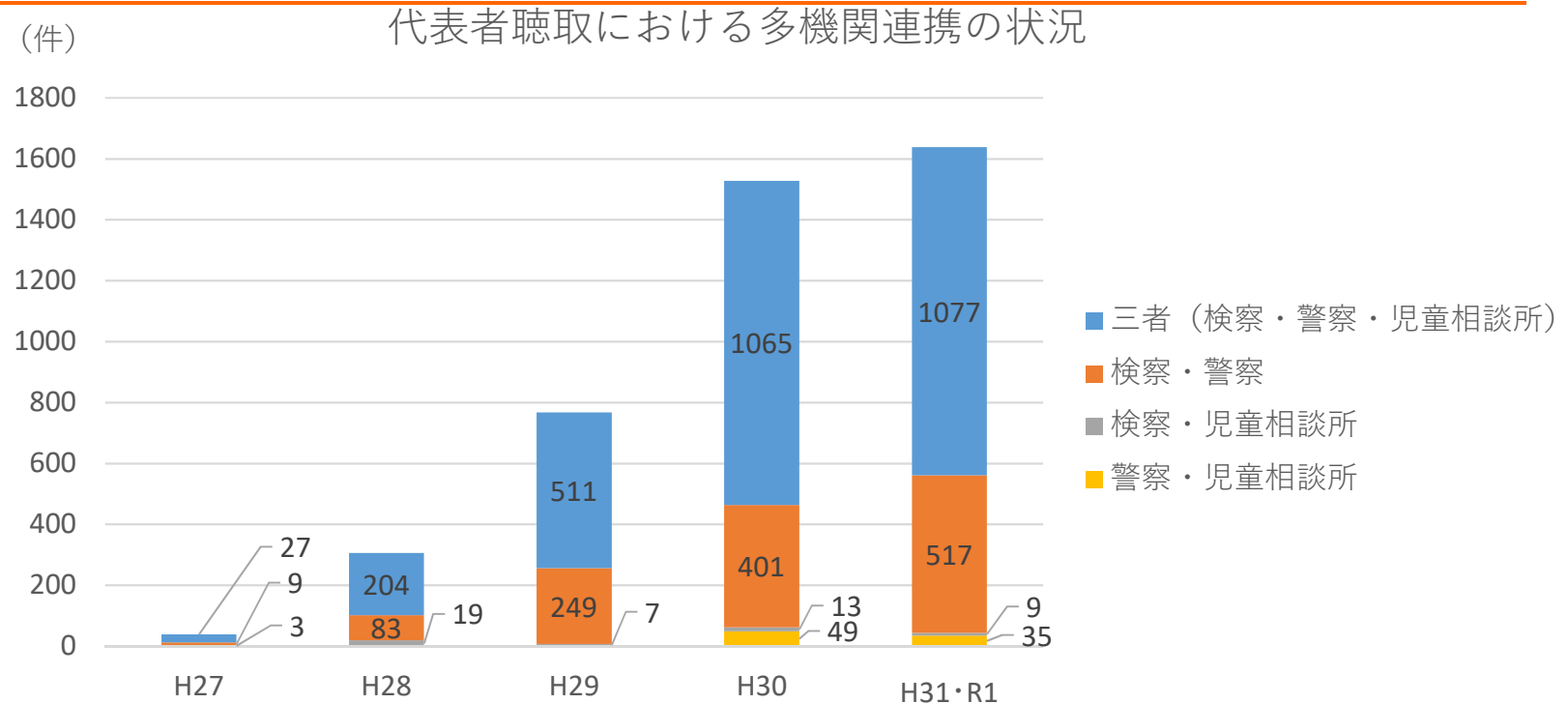
(注2) 「H29」年度以前は、警察・児童相談所の二者による実施件数を含んでいない。

(注3) 聴取した児童ごとに1件と計上。ただし、1人の児童について複数の事件がある場合、
事件ごとに1件と計上。

(注4) (注1)～(注3)は表2～表10につき同様。

代表者聴取の実施件数② (多機関連携の状況)

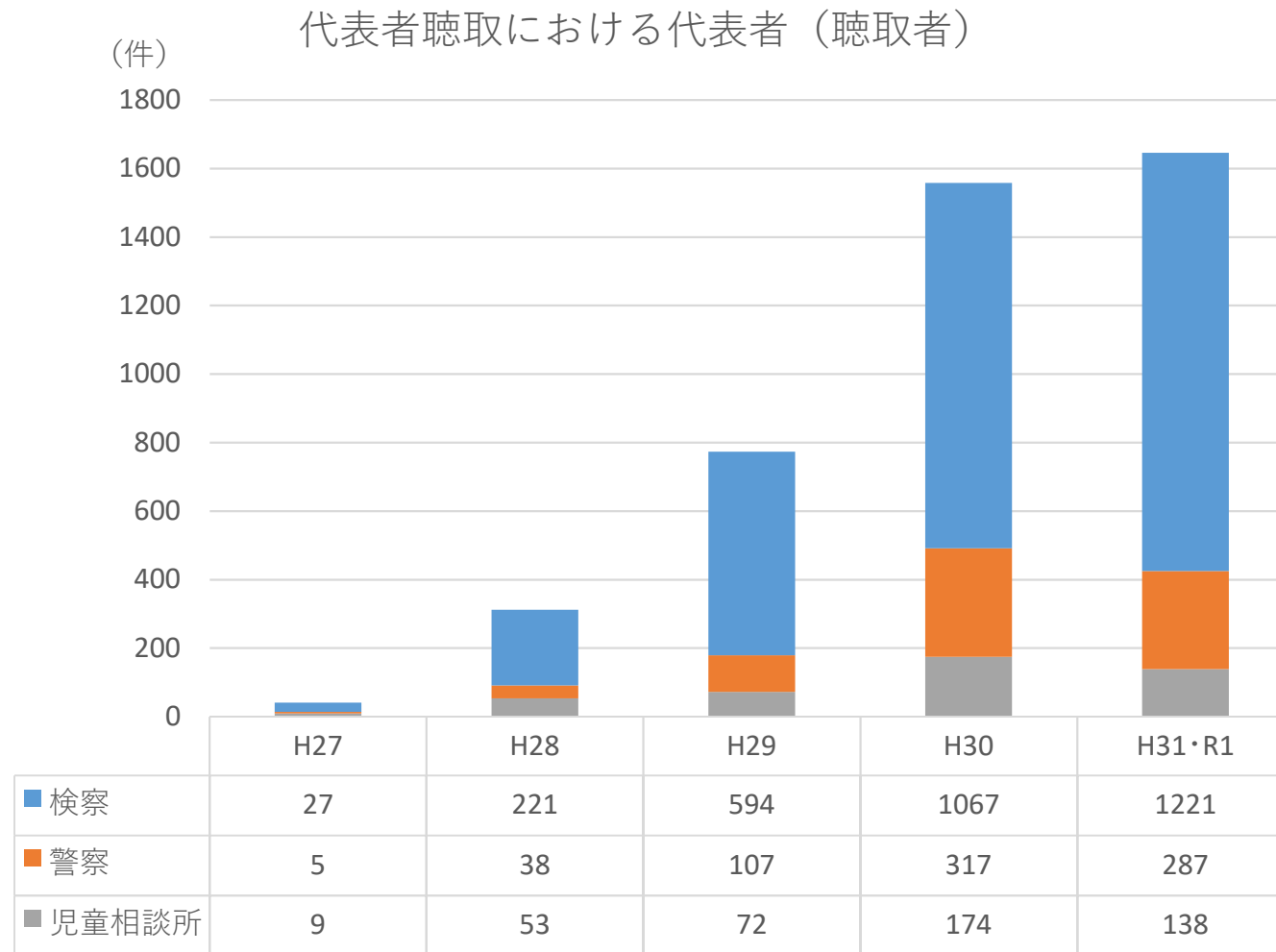
表 2



年次 連携した機関	H27	H28	H29	H30	H31・R1
三者 (検察・警察・児童相談所)	27件 (69.23%)	204件 (66.67%)	511件 (66.62%)	1065件 (69.70%)	1077件 (65.75%)
検察・警察	9件 (23.08%)	83件 (27.12%)	249件 (32.46%)	401件 (26.24%)	517件 (31.56%)
検察・児童相談所	3件 (7.69%)	19件 (6.21%)	7件 (0.91%)	13件 (0.85%)	9件 (0.55%)
警察・児童相談所	—	—	—	49件 (3.21%)	35件 (2.14%)

代表者聴取の実施件数③（聴取者別）

表 3 - 1



（注）代表者聴取を複数回実施した場合、各回において別々の関係機関が代表者を務めることがあるため、合計件数は表 1 の実施件数を超える場合がある。

代表者聴取の実施件数③（聴取者別）

表 3-2

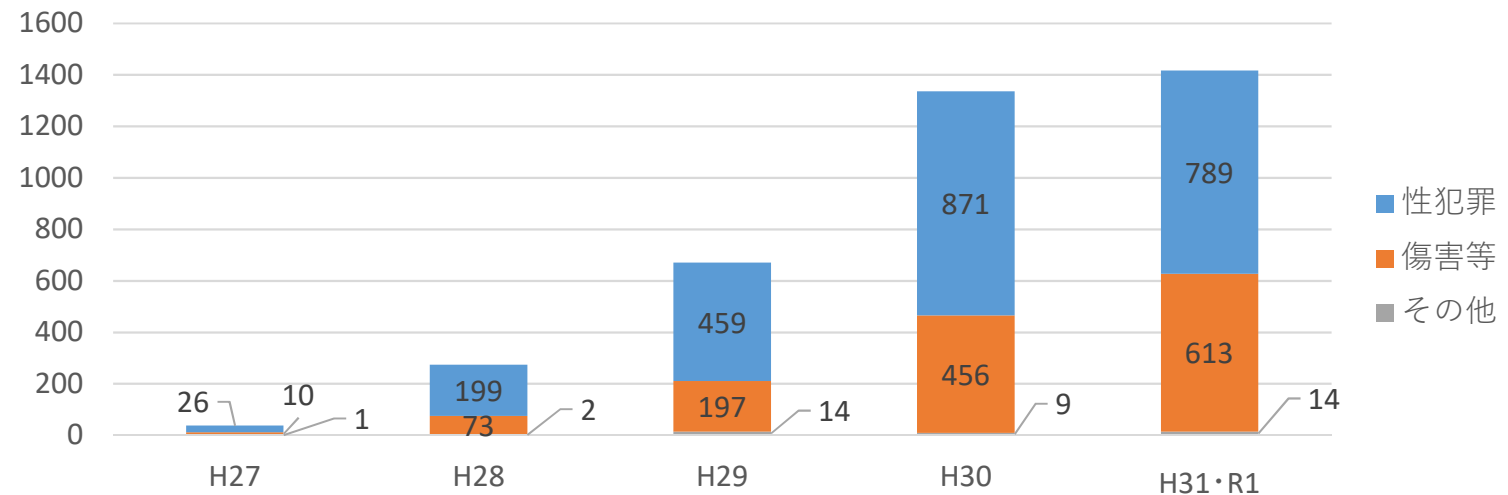
年次 聴取者	H27	H28	H29	H30	H31・R1
検察	27件 (65.85%)	221件 (70.83%)	594件 (76.84%)	1067件 (68.49%)	1221件 (74.18%)
警察	5件 (12.20%)	38件 (12.18%)	107件 (13.84%)	317件 (20.35%)	287件 (17.44%)
児童相談所	9件 (21.95%)	53件 (16.99%)	72件 (9.31%)	174件 (11.17%)	138件 (8.38%)

（注）代表者聴取を複数回実施した場合，各回において別々の関係機関が代表者を務めることがあるため，合計件数は表 1 の実施件数を超える場合がある。

代表者聴取の実施件数④（犯罪別）

表 4

(件) 聴取対象者が被害者である場合の被害に遭った犯罪の種別

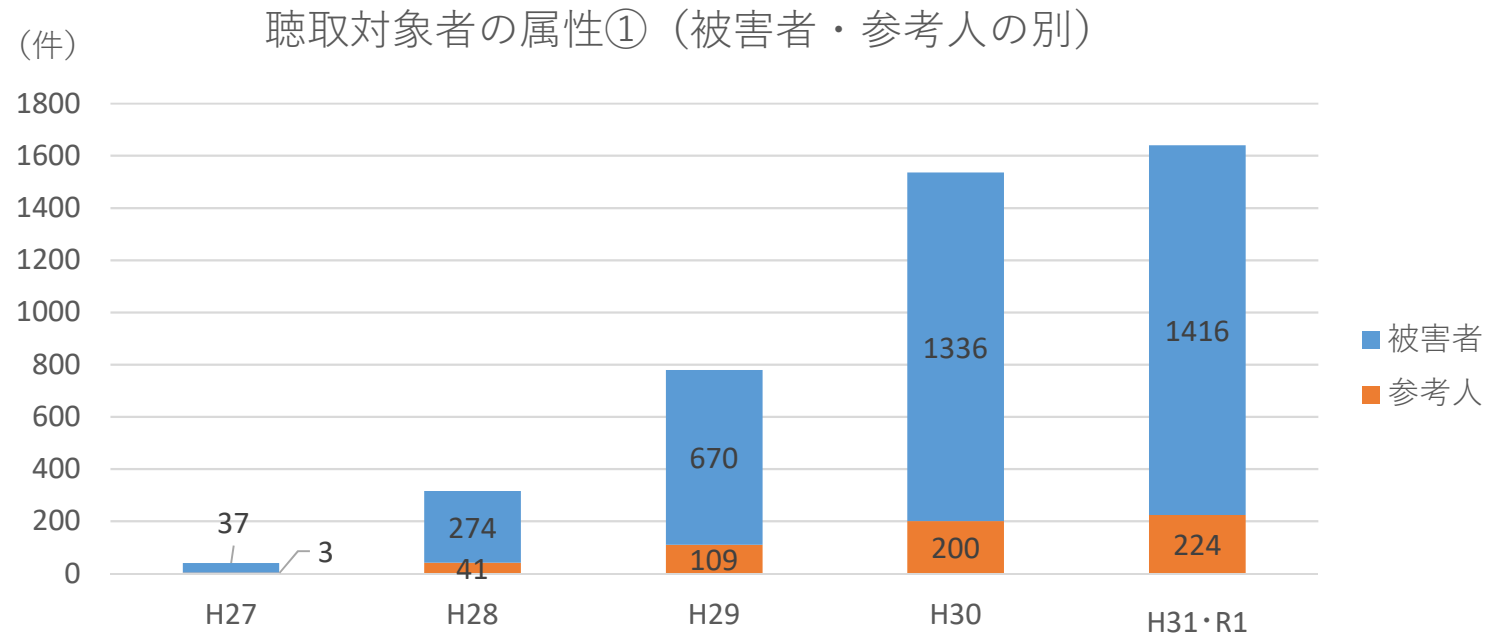


年次 犯罪の種別	H27	H28	H29	H30	H31・R1
性犯罪	26人 (70.27%)	199人 (72.63%)	459人 (68.51%)	871人 (65.19%)	789人 (55.72%)
傷害等	10人 (27.03%)	73人 (26.64%)	197人 (29.40%)	456人 (34.13%)	613人 (43.29%)
その他	1人 (2.70%)	2人 (0.73%)	14人 (2.09%)	9人 (0.67%)	14人 (0.99%)

(注) 「性犯罪」は、聴取時に疑われた犯罪の罪名に強制性交等罪，強姦罪，強制わいせつ罪，監護者性交等罪，監護者わいせつ罪，児童福祉法違反，都道府県条例違反等を含むもの（未遂処罰規定があるものは未遂を含む）。
「傷害等」は、聴取時に疑われた犯罪の罪名に殺人，傷害，暴行等を含むもので（未遂処罰規定があるものは未遂を含む），
「性犯罪」以外のもの。
「その他」は、「性犯罪」，「傷害等」以外のもの。

代表者聴取の実施件数⑤ (聴取対象者属性別)

表 5

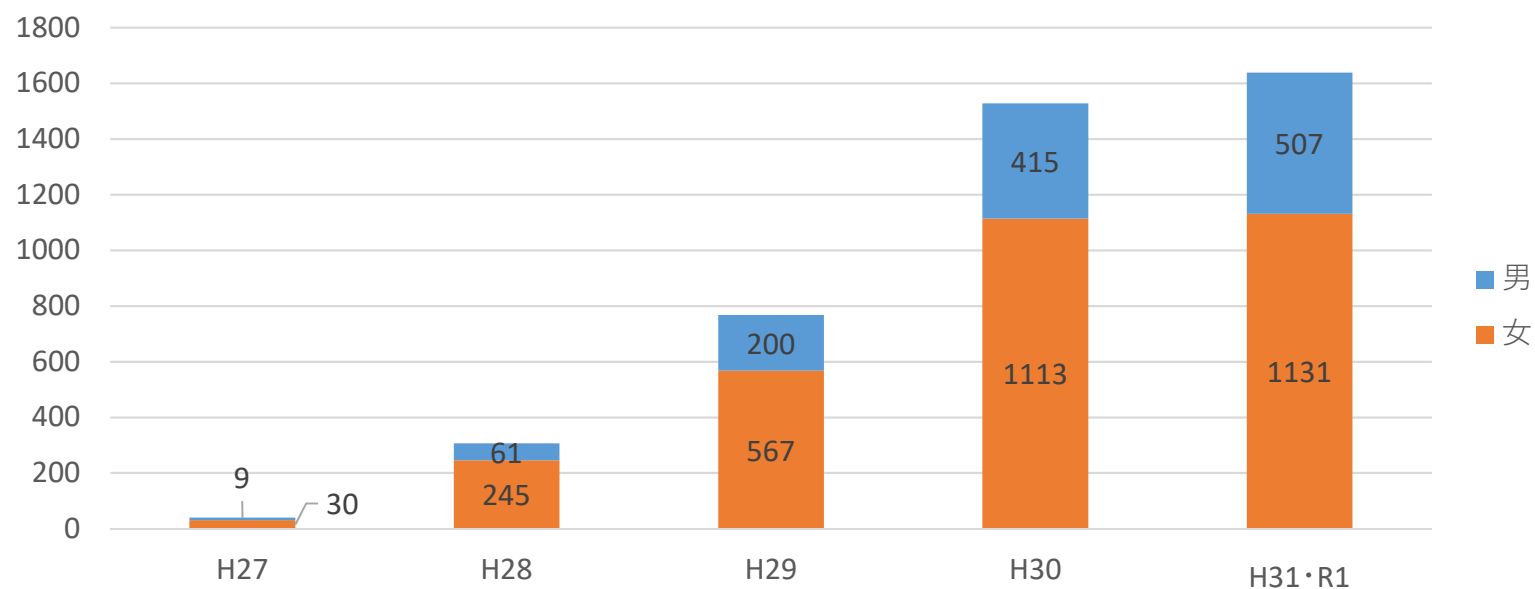


被害者・ 参考人の別 \ 年次	H27	H28	H29	H30	H31・R1
被害者	37件 (92.50%)	274件 (86.98%)	670件 (86.01%)	1336件 (86.98%)	1416件 (86.34%)
参考人	3件 (7.50%)	41件 (13.02%)	109件 (13.99%)	200件 (13.02%)	224件 (13.66%)

(注) 被害者及び参考人の両方の立場で聴取することがあるため、合計件数は表1の実施件数を超える場合がある。

代表者聴取の実施件数⑥（性別）

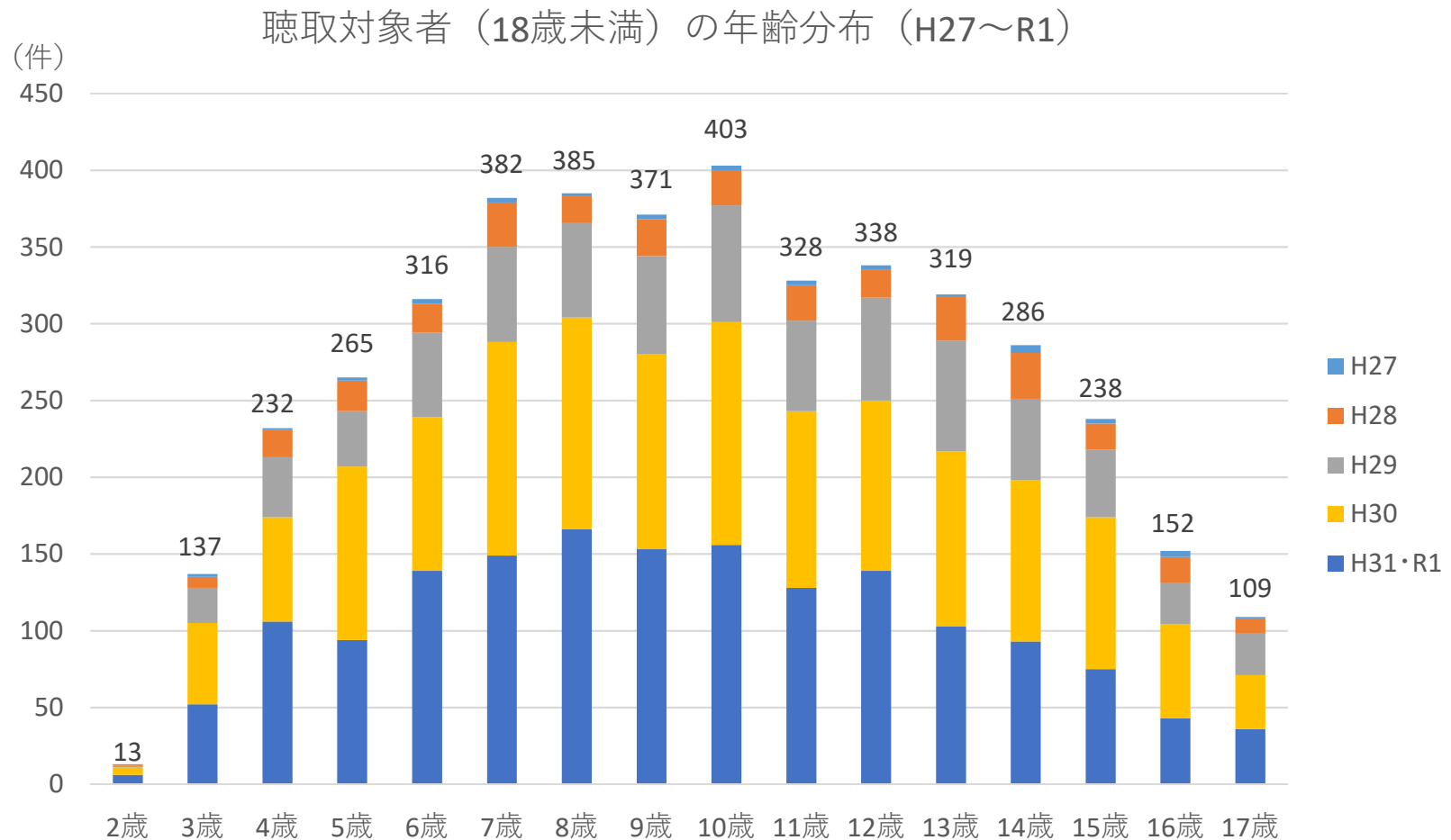
表 6 (件) 聴取対象者の属性②（性別）



年次 性別	H27	H28	H29	H30	H31・R1
男	9件 (23.08%)	61件 (19.93%)	200件 (26.08%)	415件 (27.16%)	507件 (30.95%)
女	30件 (76.92%)	245件 (80.07%)	567件 (73.92%)	1113件 (72.84%)	1131件 (69.05%)

代表者聴取の実施件数⑦（年齢別）

表 7－1



(注) 「H29」年度以前の報告対象は聴取対象者が20歳未満の者。
「H30」年度以降の報告対象は聴取対象者が18歳未満の者。

代表者聴取の実施件数⑦（年齢別）

表 7－2

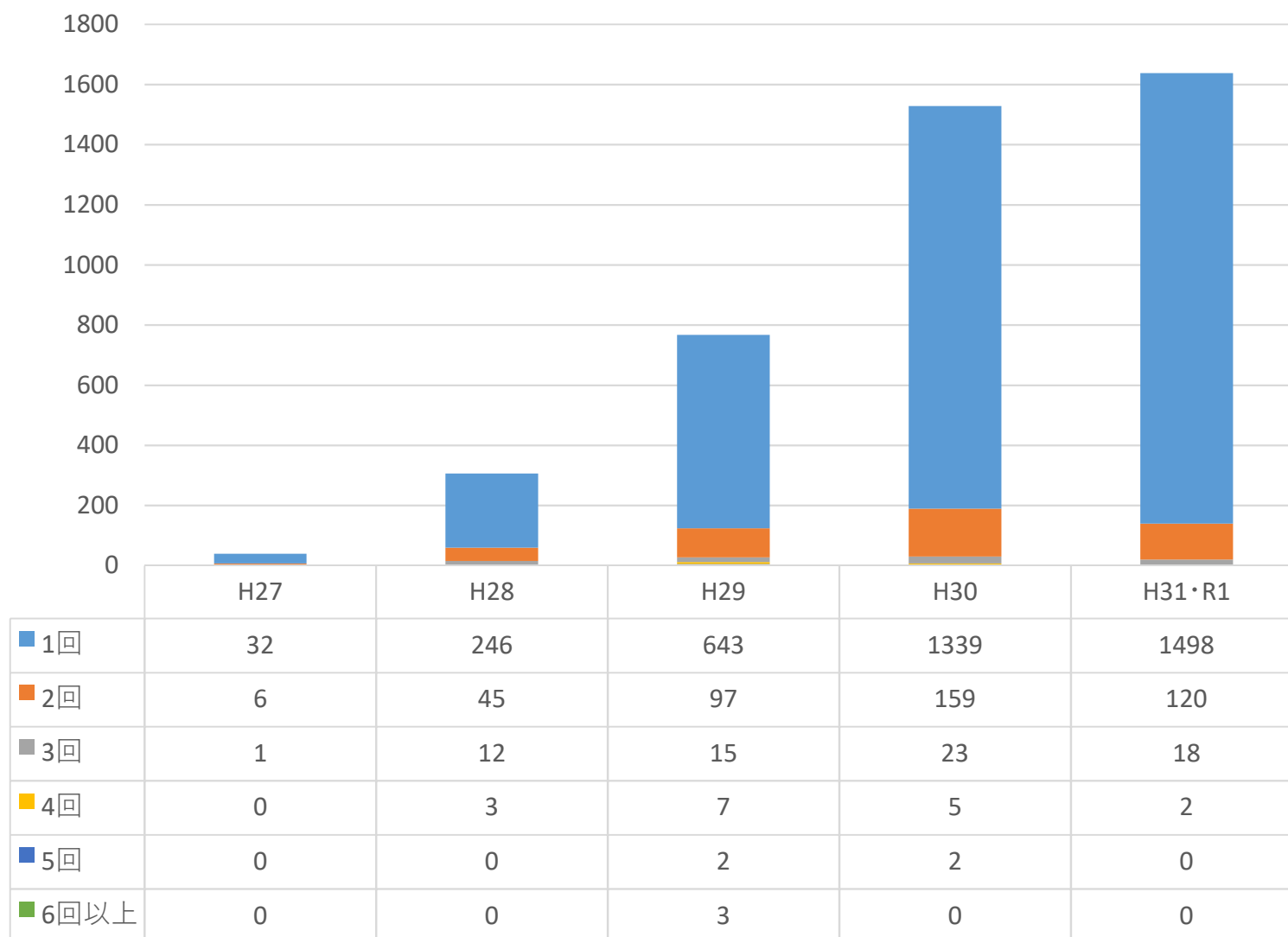
年次 \ 年齢	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
H27	0件 (0.00%)	2件 (5.13%)	1件 (2.56%)	2件 (5.13%)	3件 (7.69%)	3件 (7.69%)	2件 (5.13%)	3件 (7.69%)	3件 (7.69%)	3件 (7.69%)	3件 (7.69%)	1件 (2.56%)	5件 (12.82%)	3件 (7.69%)	4件 (10.26%)	1件 (2.56%)
H28	1件 (0.33%)	7件 (2.32%)	18件 (5.96%)	20件 (6.62%)	19件 (6.29%)	29件 (9.60%)	17件 (5.63%)	24件 (7.95%)	23件 (7.62%)	23件 (7.62%)	18件 (5.96%)	29件 (9.60%)	30件 (9.93%)	17件 (5.63%)	17件 (5.63%)	10件 (3.31%)
H29	1件 (0.13%)	23件 (3.00%)	39件 (5.08%)	36件 (4.69%)	55件 (7.17%)	62件 (8.08%)	62件 (8.08%)	64件 (8.34%)	76件 (9.91%)	59件 (7.69%)	67件 (8.74%)	72件 (9.39%)	53件 (6.91%)	44件 (5.74%)	27件 (3.52%)	27件 (3.52%)
H30	5件 (0.33%)	53件 (3.47%)	68件 (4.45%)	113件 (7.40%)	100件 (6.54%)	139件 (9.10%)	138件 (9.03%)	127件 (8.31%)	145件 (9.49%)	115件 (7.53%)	111件 (7.26%)	114件 (7.46%)	105件 (6.87%)	99件 (6.48%)	61件 (3.99%)	35件 (2.29%)
H31・R1	6件 (0.37%)	52件 (3.17%)	106件 (6.47%)	94件 (5.74%)	139件 (8.49%)	149件 (9.10%)	166件 (10.13%)	153件 (9.34%)	156件 (9.52%)	128件 (7.81%)	139件 (8.49%)	103件 (6.29%)	93件 (5.68%)	75件 (4.58%)	43件 (2.63%)	36件 (2.20%)

(注) 「H29」 年度以前の報告対象は聴取対象者が20歳未満の者。
「H30」 年度以降の報告対象は聴取対象者が18歳未満の者。

代表者聴取の実施状況⑧（聴取回数別）

表 8 - 1

(件) 同一事件における同一聴取対象者に対する代表者聴取の実施回数



代表者聴取の実施状況⑧（聴取回数別）

表 8 - 2

年次 回数	H27	H28	H29	H30	H31・R1
1回	32件 (82.05%)	246件 (80.39%)	643件 (83.83%)	1339件 (87.63%)	1498件 (91.45%)
2回	6件 (15.38%)	45件 (14.71%)	97件 (12.65%)	159件 (10.41%)	120件 (7.33%)
3回	1件 (2.56%)	12件 (3.92%)	15件 (1.96%)	23件 (1.51%)	18件 (1.10%)
4回	0件 (0.00%)	3件 (0.98%)	7件 (0.91%)	5件 (0.33%)	2件 (0.12%)
5回	0件 (0.00%)	0件 (0.00%)	2件 (0.26%)	2件 (0.13%)	0件 (0.00%)
6回以上	0件 (0.00%)	0件 (0.00%)	3件 (0.39%)	0件 (0.00%)	0件 (0.00%)

3 代表者聴取の具体的流れ

代表者聴取の一般的な流れ



事前準備

- 事案を認知した児童相談所・警察は、各検察庁の担当窓口連絡
- 検察官は、警察又は児童相談所から情報提供を受け次第、協議し、関係機関が代表者聴取を要すると判断した場合には、**必要な事前準備を行い、できる限り早期に実施**



その際、汚染防止のため、保護者等の周囲の大人に対し、児童と事件に関する会話をしないよう求めておくことが重要

一般的な事前準備の例（骨子）

- 代表者聴取を行う上で必要な情報の収集・関係機関での共有
- 聴取の手順・内容等に関する関係機関との連絡・調整
- 代表者聴取の場所・機材の設営・準備等

事前準備（必要な情報共有）

■ 代表者聴取を行う上での必要な情報の収集・関係機関での共有

一般的な例

- 事案の概要
- 児童及び被疑者の属性情報
- 負傷状況等の医療情報

事前準備（聴取に関する事前協議）

■ 聴取の手順・内容等に関する関係機関との連絡・調整

- 警察・児童相談所と連絡を取り合い、児童の現状（学校にいるのか、自宅にいるのか、児童相談所において保護しているのか）、児童の精神状況を把握し、代表者聴取の実施時期を決定

 事案の内容や各地域の児童相談所、警察との連携状況等に応じ、事案を覚知してから、可能な限り早期に代表者聴取を行うのが一般的

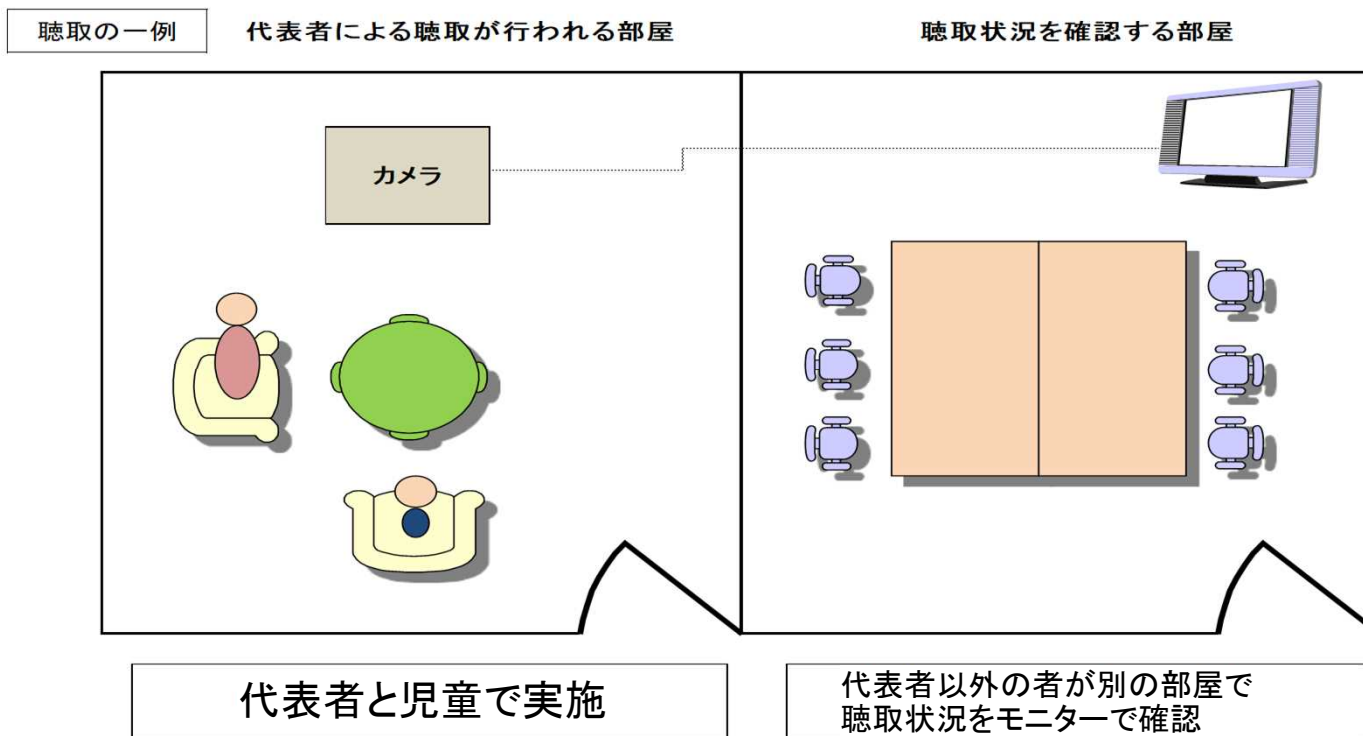
事前協議事項の例

聴取の段取り	■ 児童を連れてくる時間的見込み、開始時間、代表者の選定
質問の目安時間を踏まえた質問事項の検討	■ 聴取目的（供述による立証を要する事項とそうでない事項の区別、聴取の優先事項は何か？） ■ 年齢、発達の程度、被疑者との関係、事案の内容を踏まえた発問順序等

事前準備（代表者聴取の場所・機材設営）

■ 代表者聴取の場所・機材の設営・準備等

- 聴取を行う部屋は，ソファや低い机を置き，録音録画機材を設置
- 代表者が，各機関が聴取したい事項をまとめて聴取
- 代表者以外の者は，別室でモニターで聴取状況を見ながら，必要に応じて電話等で，補充して質問すべき事項を伝えるなどする



代表者聴取の場所



東京地検の例



大阪地検の例

モニター室（別室）の状況



東京地検の例



大阪地検の例

代表者聴取の手順 (NICHDプロトコルに準拠した例)

導入（自己紹介）

・・・「私の仕事は子どもからお話を聞くことです」などと自分の役割や面接の目的を説明する。また、機材やバックスタッフについても説明する

グラウンドルールの説明

・・・面接の約束事（「本当にあったことを話す」「分からないと言ってもよい」「知らないと言ってもよい」「間違いを訂正する」「面接者は知識を持っていない」）の説明

ラポール形成

・・・例えば「〇〇さんは何をするのが好きですか」などと誘いかけ、児童に好きなことを話してもらいながら、リラックスした話しやすい関係性を築く

出来事を思い出す練習 開示の促し

・・・「前にあったことを思い出す練習をしましょう。今日朝起きてここに来るまでにあったことを最初から最後まで全部話してくれるかな」などと児童が出来事を思い出して話す練習をした上で、「今日は何を話しにきましたか」などのオープン質問を用いて本題に入る（開示の促し）

自由報告（本題移行）

オープン質問 WH質問（5W1H）

・・・「そういうことがあったのは1回だけですか。それとも1回よりも多いですか」などと出来事を分割し、「それでは一番最後にあったときのことを、最初から最後まで全部話してください」などと個別具体的な出来事につき、主にオープン質問を用いて自由報告を求める（5W1H質問は、できるだけ最後の手段）

ブレイク（休憩）

・・・検察官が退室し、モニター室で他機関の職員らと聴取漏れがないか確認

補充質問

・・・補充の質問や確認の質問などを実施。必要に応じてクローズド質問・誘導質問等も用い情報を得た場合は、再びオープン質問に戻り、自由報告を求める

クロージング（終結）

・・・話してくれたことに謝意を示し、「他に面接者が知っておいた方がよいことはないか」「他に話しておきたいことはないか」「質問はないか」を確認した上で終結する

4 代表者聴取の証拠化・証拠利用状況

代表者聴取の証拠化の方法

証拠化の方法

- 代表者聴取の状況は原則、録音録画を実施
- 基本的には、供述調書は作成しない
⇒ その代わりに、代表者聴取の結果を取りまとめた捜査報告書を作成している例もあり

捜査報告書の一例 ※架空の内容

捜査報告書

令和元年10月2日

東京地方検察庁
刑事部 部長 田中太郎 殿

検察官検事 鈴木一郎 鈴木

記

第1 被害児童
山田花子(当時6歳)

第2 代表者聴取の実施日時・場所
令和元年10月2日午後1時00分～午後1時30分
東京地方検察庁101号室

第3 被害児童から聴取した内容
昨日、学校から帰るときに、知らないおじさんに、ほっぺにチューされた。
近道だから、二丁目公園の中を帰っていたら、トイレから、知らないおじさんが出てきた。
おじさんは、私に「どこいくの?」と聞いてきた。
私は、どうしたらいいかわからなくて、黙っていた。
そうしたら、おじさんが近付いてきて、「かわいいね」と言って、いきなり私の右のほっぺにチューした(※被害児童が再現した場面をスクリーンショットした画像を添付資料1として末尾に添付。午後1時15分15秒のもの。)
私が...

- 1 -

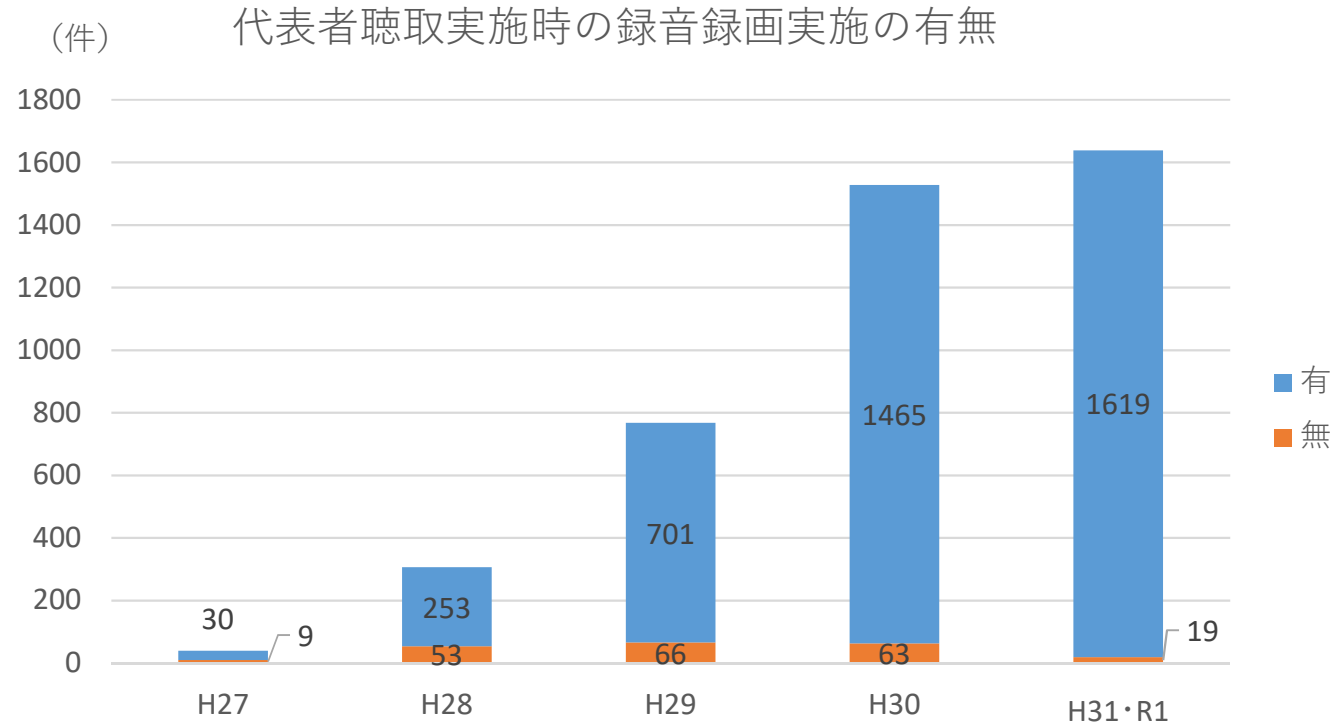
(添付資料1)

(写真)

令和元年10月2日午後1時15分15秒

代表者聴取の録音録画実施状況

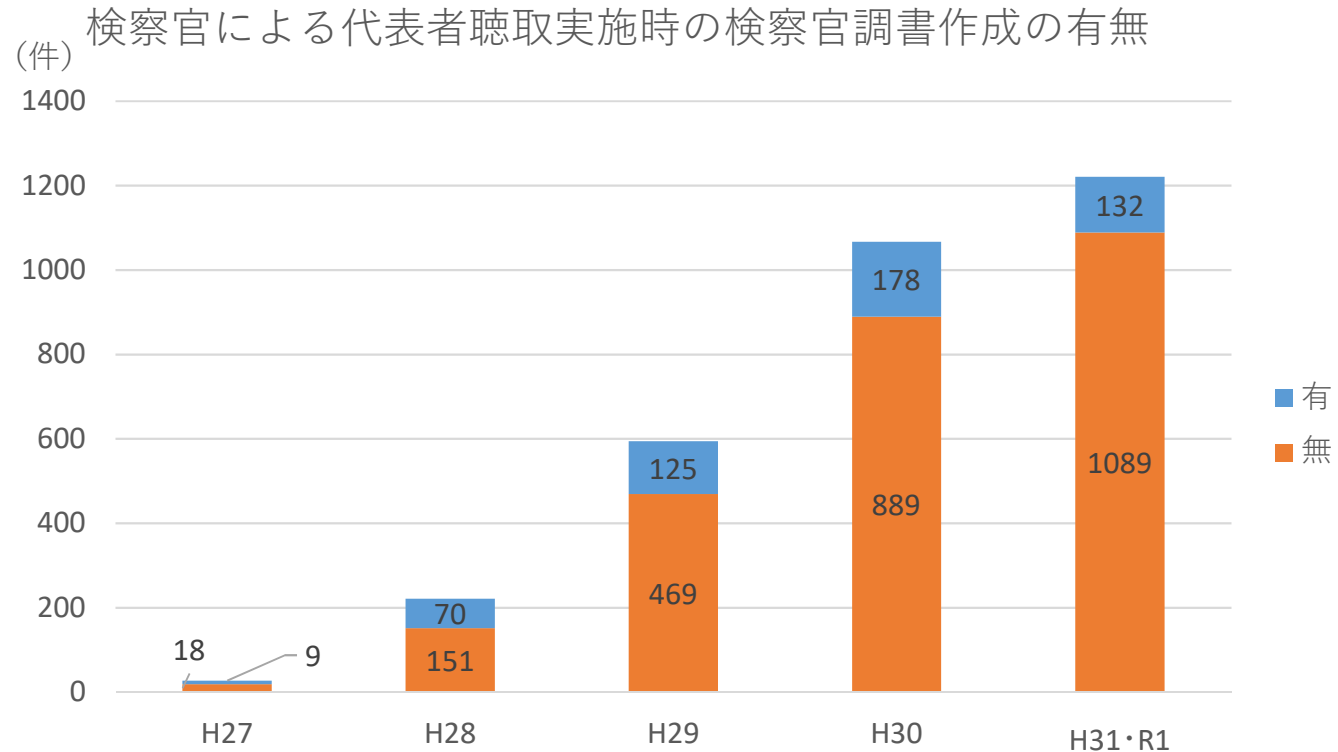
表 9



年次 録音録画の有無	H27	H28	H29	H30	H31・R1
有	30件 (76.92%)	253件 (82.68%)	701件 (91.40%)	1465件 (95.88%)	1619件 (98.84%)
無	9件 (23.08%)	53件 (17.32%)	66件 (8.60%)	63件 (4.12%)	19件 (1.16%)

代表者聴取の際の検察官調書の作成状況

表10



年次	H27	H28	H29	H30	H31・R1
検察官調書 作成の有無					
有	9件 (33.33%)	70件 (31.67%)	125件 (21.04%)	178件 (16.68%)	132件 (10.81%)
無	18件 (66.67%)	151件 (68.33%)	469件 (78.96%)	889件 (83.32%)	1089件 (89.19%)

録音録画記録媒体の公判での採用状況

表11

	採用件数	刑事訴訟法上の根拠条文			
		326条	321条1項2号 前段	321条1項2号 後段	321条1項2号 前段又は後段
実質証拠	20件	17件	1件	1件	1件
補助証拠	4件	—			

(注1) H30. 4. 1～R1. 12. 31に判決が言い渡された刑事裁判における件数であり、一つの事件において複数の録音録画記録媒体の証拠調請求をした場合も1件と計上。

(注2) ここにいう「実質証拠」とは、検察官が、公訴事実や情状等要証事実の存否を立証する証拠として録音録画記録媒体の証拠調請求をしたものを指す。

「補助証拠」とは、検察官が、児童の供述の信用性を立証する証拠として録音録画記録媒体の証拠調請求をしたものを指す。

(注3) 「刑事訴訟法上の根拠条文」欄の「321条1項2号前段又は後段」とは、検察官が刑事訴訟法321条1項2号前段及び後段により証拠調請求をし、裁判所がいずれにより証拠の採用決定をしたのか記録上不明なものを指す。